

水道だより

2017年4月
Vol.17

和歌山市水道局 経営管理部 水道総務課
編集発行 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
TEL 073-435-1124 FAX 073-435-1280

■和歌山市水道局ホームページ <http://www.wakayamashi-suido.jp/> ■和歌山市水道局公式ツイッター https://twitter.com/w_city_suido

私たちの生活には欠かすことのできない水

水道局では、この大切な水を安定的かつ継続的に市民の皆様へとお届けするため、浄水場で休むことなく水道水を作り続けています。



浄水場の運転風景(加納浄水場)



濁りを沈める沈澱池(出島浄水場)



赤ちゃん用のミルクは水道水で作って大丈夫なの？

厳しい水質検査をクリアして、十分な安全性を確認していますので、赤ちゃんに与えるミルクをつくる水として安心してお使いいただけます。

水道局は、水源から蛇口まで一貫した水質管理を行い、皆様に安心・安全な水をお届けしています。

水質検査結果と毎日検査結果は「水質年報」及び水道局ホームページで公表しています。

水道局公式ホームページがリニューアルしました!!

このたび、情報をより分かりやすく、お届けできるよう公式ホームページをリニューアルいたしました。

今後とも内容の充実を図り、お客様の役に立つサイト運営を心がけてまいりますので、どうかよろしくお願いたします。また、水道局公式ツイッターにおいて、水道に関する情報などを随時発信しています。皆様のフォローお待ちしております。

■水道局ホームページ <http://www.wakayamashi-suido.jp/>

■水道局公式ツイッター https://twitter.com/w_city_suido



イメージ

水道局の仕事を紹介します

被災地での復旧支援活動



出発式の様子

水道局では地震等で被害を受けた被災地に復旧支援活動を行っています。平成28年4月に発生した熊本地震では水道局からも現地へ職員を派遣しました。被災地では、主に水道管の漏水調査や修繕作業を行い、復旧の手助けを行いました。また、和歌山市が被災した場合でも他の自治体や企業から応援してもらえるように、協定を締結しています。

浄水場の更新



凝集沈澱池更新工事の現況

老朽化した施設を更新するとともに水源となる紀の川の水質悪化に対する能力向上を図るため、また、南海トラフの巨大地震など万一の災害に備えるため、水道局では、加納浄水場の更新工事を進めています。

給水訓練の実施

日常生活に水は欠かせません。そのため、災害時にも市民の皆様に必要な資源である水をお届けできるように、応急給水訓練を実施しています。訓練は定期的に行っており、災害時に備えています。



和佐配水池における応急給水訓練の様子

- 平成28年度は2回訓練を実施しました。
- ・H28. 4.22 加納浄水場応急給水訓練
- ・H28.11.18 和佐配水池応急給水訓練

漏水等の対応

漏水、濁り水、出水不良等について、土日祝日、夜間の緊急時には073-435-1313(警備員室)にご連絡ください。

ただし、水道メーターから蛇口までの漏水等については、お客様で修繕費用負担となります。この部分で漏水が発生した場合には、和歌山市指定給水装置工事事業者 (<http://www.wakayamashi-suido.jp/007/shitei.pdf>)に修理依頼してください。



和歌山市水道局業務継続計画の策定

水道局では、災害の影響によりライフラインである水道の送給水機能が低下した場合でも、適切に業務が継続できるよう、また被災した機能を早期に復旧できるよう業務継続計画を策定しています。

この計画では、災害時に避難所となる市内小中学校の受水槽を活用し、給水を実施することとなっています。計画を策定するにあたり、市内小中学校の受水槽の調査を実施しました。



市内の小中学校の受水槽調査では、受水槽の容量や位置、緊急遮断弁の有無や蛇口、そして給水車の侵入ルートや駐車位置を調査しました。

水道管の新設、布設替え



老朽水道管の布設替工事

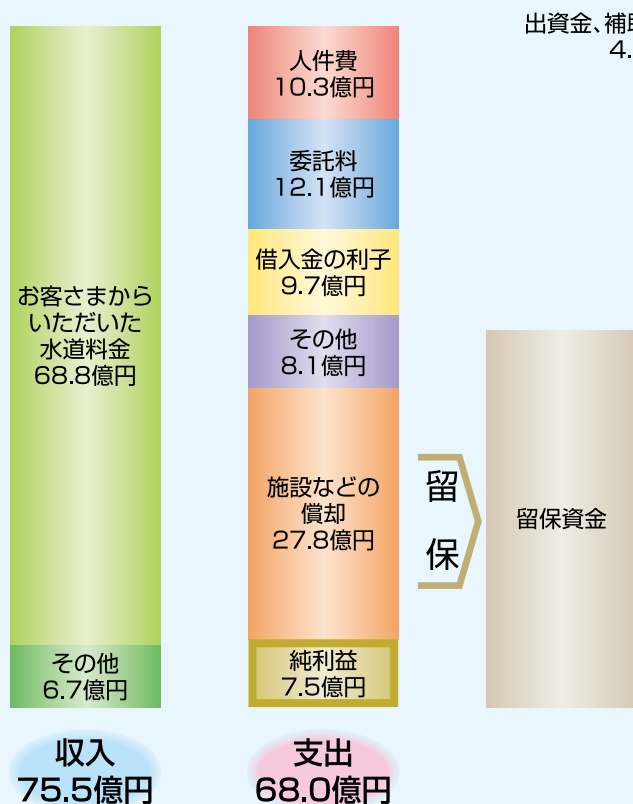
水道局では、水道が整備されていない地域や、計画道路など新たに整備される道路に水道管を新設する工事を行っています。また、市民生活に欠かせない水道水を安定して供給するために、老朽化した水道管を取り替える工事を行っています。老朽化した水道管は災害時には水道管の破壊により断水が発生する可能性があります。このような災害時に備え、地震などの災害に強い耐震管に切り換える工事も行っています。



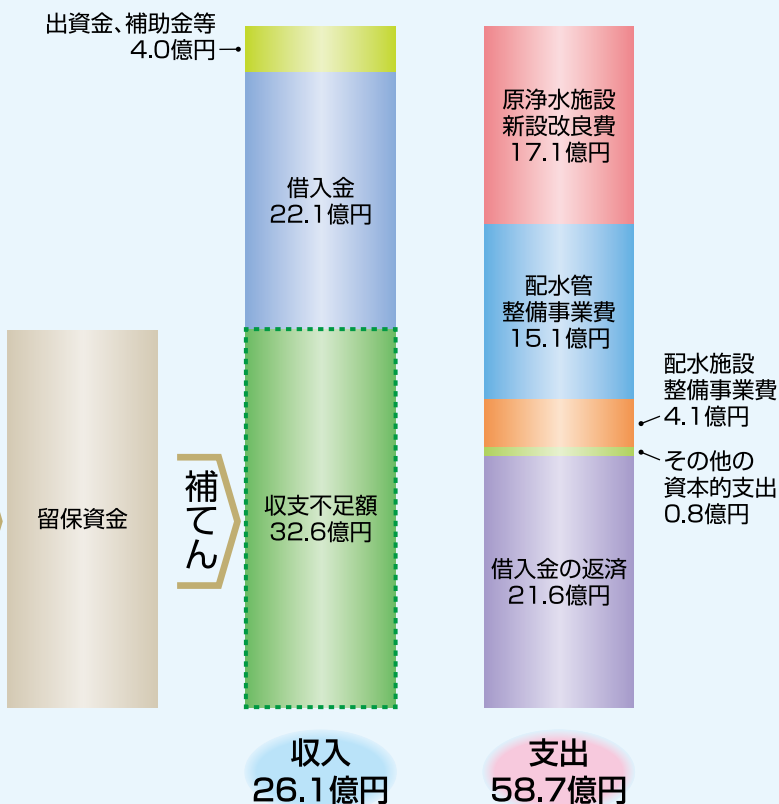
新規水道管の布設工事

平成27年度水道事業決算状況

水道水をつくりお届けするための 収入と支出【収益的収支】



水道施設をつくるための 収入と支出【資本的収支】



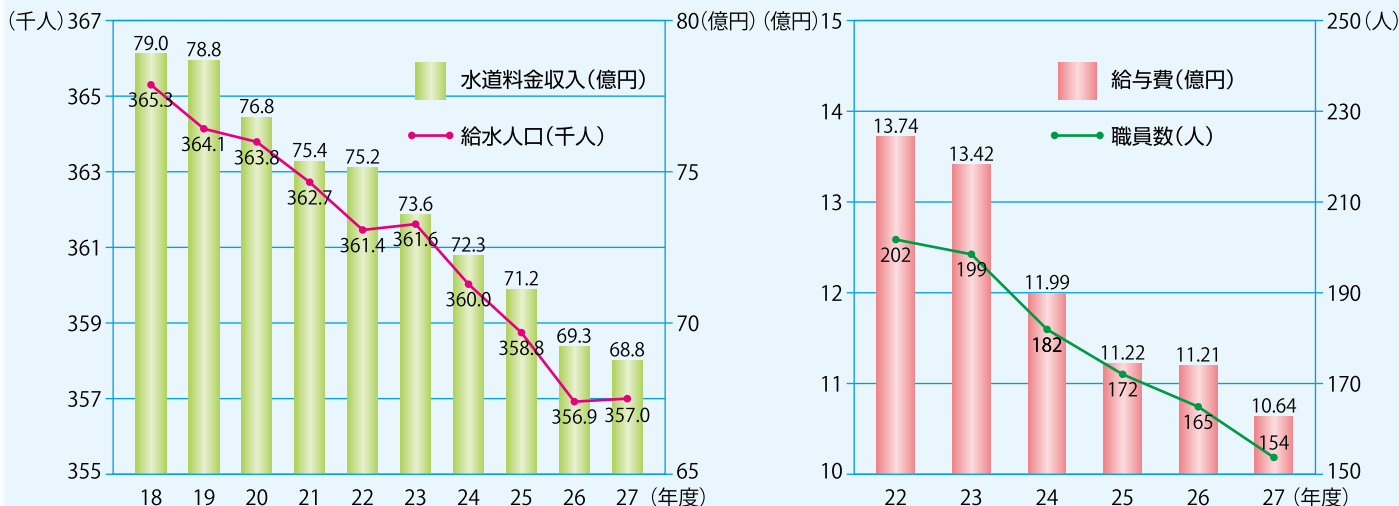
貸借対照表及び損益計算書については、水道局ホームページに掲載しています。

厳しい経営状況

水道事業の全国的な傾向として、水需要の減少により料金収入が減少している状況で、老朽化施設の更新、施設の耐震化などの費用が必要になり、今後の経営状況はますます厳しくなることが予想されています。

和歌山市においても平成18年から平成27年までの10年間で給水人口は8,311人(約2.3%)減少し、

料金収入は約10億2千万円(約13%)減少しています。これに対して、職員数の削減や民間委託の実施などにより経費削減に努めていますが、今後の料金収入の増加は見込めず経営状況はより一層厳しくなると予想されます。



小学4年生を対象にした出前講座を行っています

水道局では、小学4年生を対象に紀の川の水が、水道水となって、みなさんに届くまでをわかりやすく説明する出前講座を行っています。



水処理実験の様子②



水の流れる音を聞く様子④



非常用給水袋を背負う様子⑤

講座の内容(約45分)

- ①パンフレットを見ながら、水についての色々な説明をします。
- ②紀の川の原水や濁り水を使って、水処理の方法を説明をします。
- ③水道管の模型を使って耐震継手の仕組みを説明します。
- ④音聴棒(音を聴くもの)を使って、⑤非常用給水袋(6ℓ)を背負う体験
水の流れる音を聞いてもらいます。(一人ずつ背中に背負ってもらいます)

質疑応答

※④、⑤はどちらかを選択してもらいます。



■問合先：企画建設課 TEL 435-1127(平日 9:00~17:00まで)

安全な水を安心してご利用いただくために

水道局は、いつでも安全で良質な水道水を安心してご利用いただくために、水源である紀の川から蛇口まで一貫した水質管理を行っています。



検査風景

水質検査
16か所

水質基準項目51項目(水道法で義務づけられているもの)

水質管理目標設定項目25項目
(検査項目に位置付けることが望ましいとされているもの)

毎日検査
24か所

色、濁り、残留塩素濃度

紀の川
水質検査
12か所

水道の水源としている紀の川の水質動向を迅速に把握するため、和歌山市から紀の川上流の奈良県吉野郡大淀町までの水質調査を行っています。

水質検査結果と毎日検査結果は「水質年報」及び和歌山市水道局ホームページで公表しています。

水質年報の閲覧 ●市役所1階資料コーナー ●和歌山市民図書館

■和歌山市水道局ホームページ <http://www.wakayamashi-suido.jp/>

あなたのお宅は漏水していませんか

みなさんが毎日お使いになっている「水」は大切な資源です。また、ご家庭の給水管はお客様の財産であり、お客様自身が管理を行う必要があります。宅内で漏水が発生しますと、お客様のご負担も大きくなります。定期的に水道メーターを確認していただくことで、漏水を早期に発見することができます。

ご家庭内の蛇口を全部閉めた状態で、水道メーター中のパイロットが回転している場合、水道メーターから蛇口までのどこかで漏水している可能性がありますので、和歌山市水道料金センターまでご連絡ください。

漏水修理を行う場合は、和歌山市指定給水装置工事事業者又は和歌山市管工事業協同組合に依頼してください。なお、水道メーターから蛇口までの漏水についての修繕費用は、お客様のご負担となります。

■問合せ先

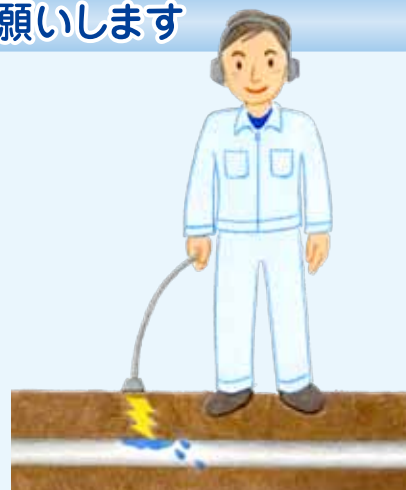
和歌山市水道料金センター 電話 435-1298



漏水調査作業へのご理解とご協力をお願いします

限りある水資源の有効活用や道路陥没による事故の未然防止のため、水道局では、騒音が少なくなる深夜に漏水探知機を使って漏水調査を行い、漏水の疑いのある場合は、後日確認作業を実施します。

なお、調査員は、和歌山市水道局が発行する証明書を携帯しています。不審な点などがございましたら、担当課までご連絡ください。作業へのご理解とご協力をお願いします。



■問合せ先

維持管理課 (平日)電話 435-1131 (夜間・休日)電話 435-1313

指定給水装置工事事業者様、届け出をお忘れなく!



●次のときは届出が必要です。

- ・会社名、所在地、代表者、役員に変更があったとき……………30日以内
- ・主任技術者の選任・解任があったとき……………14日以内
- ・事業を廃止・休止したとき……………30日以内
- ・事業を再開したとき……………10日以内

●次のときは指定を取り消す場合があります。

- ・指定の基準に適合しなくなったとき
- ・上記の届出を期限内にしないとき
- ・虚偽の届出をしたとき

手続き方法や届出様式は、和歌山市水道局HPにも掲載しています。詳しくは、給水営業課までお問い合わせください。

■問合せ先 給水営業課 電話 435-1128

水道局職員を装った悪徳商法にご注意ください

水道局職員を装ったり、水道局から依頼を受けたかのような口ぶりで訪問する業者が増えています。水道局では次のようなことは行っておりません。

- お客様からの依頼なく、水質検査に訪問することはありません。



- 浄水器などの使用を勧めたり、販売することはありません。



- 水道管内の洗浄を勧めることはありません。



水道局職員や委託業者がメーター交換などで家庭を訪問する際は、事前にお知らせします。また、水道局職員や委託業者は、証明書を携帯しており、訪問する際は証明書を掲示することになっています。不審に思われたときは、水道局までご連絡ください。

■問合せ 水道総務課 電話 435-1124

訪問販売で浄水器等を契約された方でも、返金を求めることができる場合がありますので、困ったときにはご相談ください。

■問合せ
消費生活センター 電話 435-1188

浄水発生土販売のご案内

和歌山市水道局では、浄水発生土の販売を行っています。

●浄水発生土とは

紀の川の水から工業用水を作る浄水処理過程において発生する泥を濃縮・脱水したもので、和歌山県リサイクル製品に認定され、園芸用土やグランド改良用土の原料などに利用されています。

●購入方法

六十谷第2浄水場（和歌山市六十谷108番地の2）にて申込みいただき、手続きが終わりましたら、順次販売させていただきます。販売量に制限はございませんが、在庫状況によっては、ご希望に添えない場合がございます。

●販売価格 1m³（約：1.3t）当り 108円（税込）

※容器、積み込み、運搬はご購入者の負担となっておりますのでご了承ください。

●販売時間 平日9時から17時まで

※ご購入を希望されるお客様は、事前にお電話をお願いします。

■問合せ先

六十谷第2浄水場 電話 461-0071



厚さ(2cm)×幅(2~20cm)程度



浄水汚泥100%

水道メーターについて

各ご家庭に設置の水道メーターは、計量法の規定により検定有効期限が8年と定められています。水道局では、8年の有効期限が切れる前に取替えを行っています。ご協力をお願いします。

- ・取替対象のお客様へは、事前に「水道メーター取替のお知らせ」を配布します。
- ・取替作業中は一時的に水道の使用が出来なくなります。
- ・平成29年度取替地区は、大新、野崎、岡崎、鳴神、中之島、西山東、雑賀崎、ふじと台地区です。

水道メーターについては、取替えや検針(2か月に1度)の妨げとならないように、次の点に注意していただきますようご協力をお願いします。

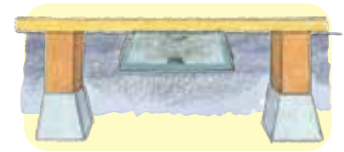
1 メーターボックスの上には車や物を置かないようにしてください。



2 犬は放し飼いにせず、出入り口やメーターボックス付近から離してつないでおいてください。



3 家の増改築などでメーターボックスが建物内部や床下になる場合は、管理しやすい場所へ移してください。



水道料金

■水道料金表(2か月分) 消費税及び地方消費税(8%)を含む

料 金 区 分 口 径	基本料金	従量料金 (1m ³ につき)					
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段
13mm	1,512円	1m ³ ~20m ³ 21円60銭	21m ³ ~40m ³ 151円20銭	41m ³ ~60m ³ 178円20銭	61m ³ ~100m ³ 216円	101m ³ ~200m ³ 270円	201m ³ 以上 356円40銭
20mm	2,160円						
25mm	3,024円	1m ³ ~40m ³ 151円20銭					
40mm	7,560円						
50mm	14,256円						
75mm	28,944円						
100mm	46,224円						

※複数戸数(一括請求を行っているマンション等)の料金計算は、届出されている使用戸数に応じて、口径13mmの料金を適用して算出しています。計算例については、水道局ホームページをご覧ください。

※使用戸数とは、マンション等で入居又は退去により変動する実際の使用戸数であり、現在届出されている戸数は検針時に投函する「使用水量のお知らせ」等に記載しています。

※戸数は料金算定の基礎となりますので、変更があった場合は必ず届け出てください。

水道料金の計算例

メーター口径13mmで2か月間に48m³使用した場合。

基本料金 1,512円			
+			
従量料金 4,881円			
48m ³	20m ³	21円60銭 × 20m ³ = 432円	4,881円
	20m ³	151円20銭 × 20m ³ = 3,024円	
	8m ³	178円20銭 × 8m ³ = 1,425.6円	
≡ (円未満は切り捨て)			
合計 6,393円			

※水道料金は2か月ごとに請求しています。お支払いは、和歌山市内に本支店のある金融機関、収納取扱コンビニエンスストア、水道料金センター(和歌山市役所西側ワイチビル1F)でお取扱いしています。

※便利な口座振替をご利用ください。

■お問い合わせ先

和歌山市水道料金センター TEL 073-435-1298
(下水道使用料については、下水道普及課(TEL 073-435-1246)へお問い合わせください。)

水道に関する各種お問合せ先

お問合せ内容	電 話	担 当
水道料金の納付について	073-435-1298	和歌山市 水道料金センター 和歌山市役所西側ワイチビル1F
水道の使用開始・中止について (4,5日前までにご連絡ください)		
検針、料金、使用者・使用戸数(マンション等)などの変更、 口座振替について		
所有権の変更について		
漏水、濁り水、出水不良、修繕について	073-435-1131	維持管理課
水道局の指定給水装置工事事業者について	073-435-1128	給水営業課
水質に関する問合せについて	073-471-6950	水質試験事務所
その他のお問合せ	073-435-1124	水道総務課
土・日・祝日・夜間の緊急連絡先	073-435-1313	警備員室